

厚岸町条例第22号

厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年6月26日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（平成25年厚岸町条例第34号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、同項に次のただし書を加える。

ただし、附則第14項の改正規定（「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改める部分に限る。）は、平成28年1月1日から施行する。

附則に次の1項を加える

（適用区分）

- 改正後の厚岸町国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。